

# 東広島市建設コンサルタント等業務成績評定要領

令和8年4月1日制定

## (目的)

第1条 この要領は、本市における建設コンサルタント等業務（地質調査業務、測量業務、補償関係コンサルタント業務、土木関係コンサルタント業務及び建築設計等業務をいう。以下同じ。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

## (評定の対象)

第2条 評定は、最終契約金額が500万円を超える建設コンサルタント等業務について行うものとする。ただし、単純調査業務及び災害等に伴う緊急業務については、評定の対象外とする。

2 前項の建設コンサルタント等業務のうち、建築設計等業務については、次の各号に掲げる業務をいう。

- (1) 建築設計業務（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務及び積算業務をいう。）
- (2) 設計意図を工事受注者等に正確に伝えるために行う業務
- (3) 建築又は建築設備に関する診断業務
- (4) 上記(1)から(3)以外の建設コンサルタント業務（建築工事監理業務、長期保全計画作成業務、敷地調査業務及び地質調査業務を除く。）

3 第1項の単純調査業務の具体的な内容は、別表1の例示のとおりとする。

## (評定の内容)

第3条 評定は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める事項について評価を行うものとする。

- (1) 建設コンサルタント等業務（次号に掲げるものを除く。） 実施能力の評価、実施状況の評価、説明調整能力の評価、取組姿勢及び成果物の品質
- (2) 建築設計等業務 業務の実施能力、業務の実施状況、業務目的の達成度

## (評定者)

第4条 前条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、検査職員、主任調査員及び調査員とする。

2 検査職員とは、東広島市調査設計測量委託業務等検査規程第3条の定めにより指定され、検査を行う職員とする。

3 主任調査員とは、東広島市調査設計測量委託業務等調査職員事務取扱要綱第5条各項の定めにより主任調査員に指定された職員とする。

4 調査員とは、東広島市調査設計測量委託業務等調査職員事務取扱要綱第5条各項の定めにより調査員に指定された職員とする。

## (評定の方法)

第5条 評定は、業務ごと及び評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

る。

2 評価は、別紙－2（別紙－2－1、別紙－2－2を含む。）から別紙－5までに基いて行い、評価の結果を別紙－1の業務成績評価表（以下「評価表」という。）に記録するものとする。

3 評価対象業務が、複数の業務分野、業務種類若しくは難易度にまたがる業務の場合は、原則として、主たる業務分野の業務内容を勘案し、評価を行うものとする。

（評価の時期）

第6条 評価者のうち、主任調査員及び調査員にあっては業務が完了したとき、検査職員にあっては完了検査が終了したとき、それぞれ評価を行うものとする。

（評価結果の報告）

第7条 検査課長は、毎年5月末までに評価の結果を契約課長に通知するものとする。

（評価の結果の通知）

第8条 発注者は、評価者から評価結果の提出があったときは、業務成績評価通知書（別記様式第1号）により、当該業務の受注者に対して、評価の結果を通知するものとする。

（評価結果の修正）

第9条 発注者は、前条の規定により評価の結果を通知した後、当該評価を修正する必要があると認められる事由が生じた場合は、工事成績評価等審査会設置基準（平成19年4月1日制定）に定める工事成績評価等審査会（以下、審査会という。）に諮り当該評価を修正するものとする。

2 発注者は、前項の修正を行ったときは、その結果を別記様式第1号により当該業務の受注者に対して、通知するものとする。

（説明請求）

第10条 第8条第1項又は前条第2項の規定による通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、別記様式第2号により、発注者に対して評価の内容について説明を求めることができるものとする。

2 前項の規定による提出窓口は、総務部検査課とする。

（説明請求に対する回答）

第11条 前条の規定により説明等を求められた場合は、業務成績評価にかかる説明書（別記様式第3号）により回答するものとする。

2 発注者は、前項の規定により回答する場合は、必要に応じて、審査会に意見を求めるものとする。

（評価結果の公表）

第12条 市長は、第8条又は第9条第2項の規定により通知した評価結果を公表するものとする。

2 前項に規定する公表は、受注者に通知した業務成績評価通知書の写しを、検査課において閲覧に供することにより行うものとする。

- 3 前項の規定により閲覧に供する期間は、公表した年度の翌年度の末日とする。
- 4 公表は、業務成績評定通知書を通知した月の翌月に行うものとする。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条及び第 12 条並びに別記様式第 1 号から別記様式第 3 号までの規定は、当分の間、適用しないものとする。
- 2 この要領は、この要領の施行の日以後に請負契約を締結した建設コンサルタント等業務について適用し、同日前に請負契約を締結した建設コンサルタント等業務については、なお従前の例による。

別紙－ 1

別紙－ 2

別紙－ 3

別紙－ 4

別紙－ 5

別記様式第 1 号

別記様式第 2 号

別記様式第 3 号

別表 1

「単純調査業務」の例示

項目	具体例
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単純なデータ収集整理業務（台帳作成を含む）</li> <li>・単純なデータ処理業務</li> <li>・書類編集的な業務</li> <li>・文献収集業務</li> <li>・家屋等調査（工事に伴う調査）</li> <li>・水文調査業務</li> </ul>
河川、砂防及び海岸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水理・水門観測業務</li> <li>・データ加工業務（降雨解析等）</li> <li>・不等流計算等の計算業務（システム開発を除く）</li> <li>・補償数量の算出</li> <li>・工事記録等資料の分類・整理</li> <li>・工事図面集、写真集等の作成</li> </ul>
道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な現地踏査又は交通量観測業務</li> <li>・台帳整理等を目的とした資料収集業務</li> </ul>
トンネル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラック等変状の計測調査</li> </ul>
施工計画及び施工設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工関連資料の収集整理</li> </ul>
情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的なデータメンテナンス</li> <li>・資料収集的な業務又は単純なデータ作成のみの業務</li> </ul>
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料収集的な業務</li> <li>・ため池に関する点検、観測、ハザードマップ作成業務</li> </ul>
環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析方法が JIS 等で規定されている測定業務</li> <li>・地下水の分析・監視、井戸水調査に関する業務</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記具体例に準ずるもの</li> </ul>